

悪徳商法

悪徳商法とは違法または不当な方法で販売側が利益を得る販売手段のこと。悪徳商法の代表的な例として

「マルチ商法」

楽に儲けられるビジネスや企業の話を持ちかけ出資を募る

「原野商法」

値上がり確実と称して無価値な土地を高く売る

「靈感商法」

悩みや不安の元を霊のせいにして高額商品を売る

「開運商法」

運気が上がるなどと称して高額商品を売る

「アポイントメント商法」

街頭で声掛けやビラを使って足止めし、営業所などに引き込んで高額商品を売る

「催眠商法」

狭い会場に閉じ込め、冷静な判断力を奪って高額商品を売る

「かたり商法」

警察官、消防署員、水道局の職員、電気会社の社員などに成りすまし、もしくはそのように誤解させ商品を売る

「点検商法」

無料点検といって家に入り込み、工事が必要などと偽って高額の仕事などを契約させる

などさまざまな商法があり、いずれも金銭欲や弱み、悩みにどこに付け込む手口で、言葉巧みに、または脅しまがいの手法で騙します。こちらも特殊詐欺と同様、時代とともに手を変え品を変え、巧妙化、組織化が進んでおり、対策や注意を呼び掛けても、すぐに新手の商法や手段が現れるのが現状。美味しい話には必ず裏があるという鉄則をしっかり守ることをお勧めします。また、自宅を訪問して上がり込む場合もありますので、簡単に家に入れないよう毅然とした対応を心掛けてください。

悪徳商法の対策

ここに
ご注意



●勇気を持ってきっぱり断る

不要な商品などを勧められても勇気を持ってきっぱり断るのが、悪徳商法すべてに共通した重要な対策です。曖昧な態度や迷いを見せると、見込みがあると判断されてしつこい勧誘が続くことになります。実際にはなかなか難しい対応になると思いますが、引き伸ばせばますます断りにくくなりますから、強い気持ちで断ってください。

●焦った状態では代金を支払わない

普通に考えれば、なぜ悪徳商法に騙されてしまうのか不思議に思うかもしれませんが、一方的に押しまくられる、言葉巧みに隙や弱みをつかれるなど、普段は冷静な人でも冷静な判断力が奪われていき、焦りで衝動的に支払ってしまいがち。こんな時こそ相手を無

視して一度深呼吸、いきなり代金を支払ったり、契約書にサインしないようにしましょう。

●インターネットで調べる

業者の名や担当者名、商品名など、分かっている情報をインターネットで調べてみましょう。悪徳情報であれば騙された人の声や、関係機関からの注意喚起などが出てくるはず。業者のホームページが見つかるときもありますので、架空の住所が使われていないか、運営年数はどれくらいかなどを確認しましょう。

●悪徳商法に騙されたと思ったら

商品の場合はクーリングオフ制度（一定期間、無条件で返品や契約解除できる制度）が使えます。商品は開封せず、そのままの状態でも保管します。クーリングオフ制度の具体的な利用法についてはホームページなどでご確認ください。

怪しい業者と関わってしまった、契約してしまったという場合は警察に通報したり、国民生活センターなどに相談してください。被害が高額の場合は悪徳商法に精通した弁護士に相談する必要があります。